

特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

介護保険法が改正され、平成27年4月1日より新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則要介護3以上の方が対象となりました。

これにともない、区の特別養護老人ホーム入所指針が変更になっています。平成26年12月1日からの入所申込みの取り扱いを、要介護3以上の方に変更しました。

見直し後の入所指針や入所申込書等については、高齢福祉課ホームページ（施設への入所→特別養護老人ホーム→特別養護老人ホームの入所について）に掲載しています。

【参考 入所基準の変更について】

これまでの入所要件 …………… 要介護1以上



平成27年4月1日以降の入所要件 … 要介護3以上

特別養護老人ホームの入所基準変更に関する ご案内（要介護1・2の方）

介護保険法が改正され、平成27年4月1日より特別養護老人ホームに入所できる方は、原則要介護3以上の方が対象となりました。ただし、要介護1、2の方でも、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合は、区市町村の関与のもと特例的に入所を認めること（**特例入所**）ができるとされています。

1 やむを得ない事情とは

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

2 文京区における特例入所の取り扱い

文京区では、入所の公平性を確保するために、入所基準を定め、要介護度、認知症の度合い、介護者の状況等をポイント化し、ポイントの高い方から順に入所希望者名簿（以下「名簿」といいます。）を編成する優先入所の制度を取っています。名簿では、上位80位の方までを概ね1年以内に入所の見込める方（＝入所の優先度が高い方）と位置付けています。

そこで、文京区では、要介護1、2の方でも、この順位に属する方は、優先度が高くやむを得ない事情に該当する方（＝特例入所の対象者）として申し込みを受け付けることとしました。

3 入所を希望される方へ

上記の要件をご確認いただいた上で、入所を希望される方は、申請書によりお申し込みください。その際、愛の手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、同時に提示してください。

申し込み先については従来どおり、区内は該当施設へ直接申し込み、区外施設は高齢福祉課（文京シビックセンター9階）に申し込みとなります。